電気通信大学スーパー連携大学院教育プログラム運営委員会細則

平成26年3月25日 改正 平成28年 3月23日 平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学スーパー連携大学院推進室規程第10条の規定に基づき、スーパー 連携大学院教育プログラム運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学においてスーパー連携大学院に係る教育プログラム(以下「教育 プログラム」という。)の実施に必要な事項を協議し、その円滑な推進に資することを 目的とする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 大学教育センター長
 - (2) 大学院情報理工学研究科教育委員長
 - (3) その他委員長が必要と認めた者

(審議事項)

- 第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 教育プログラムへの科目の推薦等に関すること。
 - (2) e ラーニングの運用に関すること。
 - (3) 教育プログラム科目の授業サポート体制の整備に関すること。
 - (4) 教育プログラム受講生への支援体制に関すること。
 - (5) 協力教員の確保及び支援に関すること。
 - (6) 学内における教育プログラムの普及拡大及び定着に関すること。
 - (7) その他教育プログラムを推進するために必要な事項

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号に規定する者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。 (議事)
- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務部教務課が行う。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会で協議する。

附 則

- この細則は、平成26年3月25日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則
- この細則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成30年4月1日から施行する。